

【レンタルスマホ利用規約】

本利用規約（以下「本規約」という）は、商品売買契約書兼保守契約書に記載の契約者 当社(以下「契約者」という)と、保守会社 丁（以下「当社」という）との間で締結される当社指定のスマートフォン（以下、「本スマホ」という）をレンタル（賃貸借）することを目的とする契約（以下、「本契約」という）に適用します。本契約は、契約者が本契約について本規約を適用すること及び本規約を遵守することに同意の上、商品売買契約書兼保守契約書（2/2）によって本スマホのレンタル申込が当社に対してなされ、当社が本スマホを契約者へ納品したときに成立します。

第1条（目的）

当社は、契約者に対し、契約者が保守契約の対象商品を使用するにあたり、当社が推奨する設備環境を提供することを目的とし、本スマホを貸与します。なお、本スマホを利用するために必要なネットワーク環境（回線、SIM など）の契約、管理については、契約者又は契約者の顧客によって行うものとします。

第2条（月額料金）

契約者は、保守契約書（商品売買契約書兼保守契約書記載の保守契約書のこと。以下、同様とする）に記載する月額料金を当社に対して支払うものとします。

第3条（維持補修）

1.契約者は、本スマホ納品後7日以内に本スマホについて検査し、数量不足等発見したときは、直ちに当社に連絡するものとし、当社は直ちに追完するものとします。なお、契約者から何らの連絡なく7日経過後した場合、本スマホは合格したものとみなします。

2.保守契約開始月（以下「ご利用開始月」といいます）から起算して6カ月間は自然故障による本スマホの不具合は無償で対応いたします。但し、代替品が納品される迄の不使用期間における契約者の損害について、当社は何ら責任を負わないものとします。

3.水没、落下による故障等については、ご利用開始月を1か月目とし1年間に2回まで無償で交換します。2年日以降も1年間に2回までは無償交換いたします。なお、この場合、契約者又は契約者の顧客から当社又は当社指定の場所への本スマホの送付費用は契約者が負担するものとします。

4.契約者の故意または過失により、本スマホに故障、紛失、盗難が生じた場合、契約者は以下の費用をレンタル期間に応じて負担するものとします。なお、当社は以下の費用を受領後、速やかに代替品を契約者に納品するものとします。

保守開始月を1か月目として1年以内・・・15000円/台（税抜/回） 1年後から2年以内・・・10000円/台（税抜/回） 2年後から3年以内・・・8000円/台（税抜/回）

5.契約者は、本契約の終了により本スマホを当社に返還するにあたり、本スマホに生じている不具合を修繕した状態で返還するものとします。但し、経年劣化等の契約者の責めに帰すべき事由によらない不具合の場合、修繕の義務は当社が負います。

第4条（禁止行為）

1.当社は、契約者において次の各号いずれかに該当する事実が認められた場合、直ちに何らの催告なしに

本契約を解除することができるものとします。なお、これにより当社に損害が発生した場合、契約者は、当社に対する第3条4項に定める費用の支払い及び発生した損害の賠償責任を負います。

- ① 本スマホの改造行為
- ② 本スマホの転貸・譲渡・担保設定その他の処分をする行為
- ③ 本スマホに、物理的・技術的に破損を加える行為
- ④ 当社及び第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為
- ⑤ 本スマホ上で提供するアプリサービス、ソフトウェアその他のシステムに対するリバースエンジニアリングその他の解析行為
- ⑥ 当社の本件物品に関するアプリサービスの運営を妨害するおそれのある行為
- ⑦ 当社のネットワーク又はシステム等への不正アクセス
- ⑧ 第三者に成りすます行為
- ⑨ 本スマホのアプリサービスを利用する第三者のID又はパスワードを利用する行為
- ⑩ 前各号の行為を直接又は間接に惹起し、又は容易にする行為
- ⑪ その他、当社が不適切と判断する行為

2. 前項の禁止事項に該当すると当社が判断した場合、当社は直ちに何らの催告なしに契約者との契約を解除することができるものとし、契約者は当社の請求に従い、損害賠償として第3条4項に定める費用の支払い及びレンタル料金の総額と同額の弁償金を直ちに支払うものとする。なお、当社に生じた損害がこれを上回る場合はこの限りではないものとします。また、この契約解除により契約者に発生する損害につき、当社は何らの責任を負いません。

第5条（免責事項）

1. 契約者が、本目的以外の用途に使用したこと、及び本契約の終了後に生じたトラブルや損害について、当社は一切の責任を負いません。

2. 当社は、以下の各号に起因する損害及び付随的損害、間接損害、特別損害、将来の損害及び逸失利益にかかる損害について賠償責任を負わないものとします。

- ① 契約者の利用する各種ネットワーク又は回線事業者のサービスに関しては一切関知せず、ネットワーク環境の変化、異常に起因する一切の問題
- ② デバイスがハッキング、クラッキングなどに遭ったことに起因する一切の問題
- ③ 契約者が独自にインストールしたアプリケーション、契約者自身による危険なサイトへのアクセスなどによって契約者が被った損害

第6条（契約期間）

本契約の契約期間は、保守契約の契約期間と同一の期間とし、中途解約はできないものとします。

第7条（解約）

1. 契約者は、本契約を解約する場合、保守契約に定める方法に従い、当社に対する解約申請を行うものとします。

2. 前条に定める契約期間内に、やむを得ない事情により本契約を解約する場合、保守契約開始月を起算月とし6か月未満での解約の場合、月額料金6か月分より既払金を控除した金額を、違約金として当社に対し支払うものとします。但し、7か月日以降での解約の場合は、本契約に関する違約金はかからないものとします。

3. 本契約は、保守契約が解除・解約となった場合、保守契約と同時に解約されるものとします。但し、本契約のみの解約は保守契約の有効性に影響を及ぼしません。

4. 1項又は3項に基づき、解約又は解除により本契約が終了した場合、契約者は、本スマホを、解約の場合は解約月の月末迄、又は本契約が解除された場合は解除の通知後1週間以内に当社が受領できるよう送付するものとし、当社が当該時期迄に受領できなかった場合は、違約金として、レンタル期間に応じ、第3条第4項の費用を支払わなければならないものとします。

第8条（本規約外の規定）

本規約に定めのない事項は、保守契約に従うものとします。但し、本規約の定めと保守契約に矛盾又は抵触が生じた場合、本規約が優先するものとします。

第9条（本規約の変更）

1. 当社は以下の場合に、当社の裁量により、利用規約を変更することができます。

（1）利用規約の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。

（2）利用規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2. 当社は前項による利用規約の変更にあたり、変更後の利用規約の効力発生日の1か月前までに、利用規約を変更する旨及び変更後の利用規約の内容とその効力発生日を契約者に書面又は電子メールで通知します。

3. 変更後の利用規約の効力発生日以降に契約者が本サービスを利用したときは、契約者は、利用規約の変更に同意したものとみなします。

以上

2022年12月1日確定版